

専門家の視点

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、24年間で約80倍に増加し、平成26年度は8万8931件と増加の一途をたどる。同年度、23区の相談受理件数は3万5296件、虐待相談対応件数は8427件だった(区市町村児童家庭相談統計)。虐待による死亡事例は年間50件を超える、1週間に1人の子どもが命を落としていることになる。

こうした現状の下、児童福祉法等が改正された。今回の法改正は、▽児童福祉法の理念の明確化等▽児童虐待の発生予防▽児童虐待発生時の迅速・的確な対応▽被虐待児童への自立支援の4本の大きな柱からなり、この3本目の柱とされる児童虐待発生時の迅速・的確な対応の1項目として、特別区の児童相談所設置が明示された。

子どもの安全・安心を守る先端・モデル地域へ向けて 法改正から見た特別区の児童福祉

「特別区の児童福祉行政 抽象的・理念的な心配にすぎない」と私は考える。なぜ「進めた」。法改正を受けて5月27日に特別区長会の会長名で出されたコメントである。今後、東京都と特別区との間における児童福祉行政の在り方は、このコメントにあるように、大きく変わっていくことになる。

この論稿では、法改正の趣旨との関係で、実務的な視点として以下の4点を提示したい。

① 地域全体の関係機関や資源の調整をしつつ、トータルな支援を継続的に行うことは、特別区がよくなし

② 地域全体の関係機関や資源の調整をしつつ、トータルな支援を継続的に行うことは、特別区がよくなし

③ 地域全体の関係機関や資源の調整をしつつ、トータルな支援を継続的に行うことは、特別区がよくなし

④ 地域全体の関係機関や資源の調整をしつつ、トータルな支援を継続的に行うことは、特別区がよくなし

まず、今回の改正法を俯瞰すると、「身近な場所での支援業務を担う市町村と、専門的な知識・技術や広域的対応業務を担う都道府県」という役割分担を再確認し、それぞれの役割の強化策を定めている。こうした中、「基礎自治体でありつつ児童相談所を設置する特別区は、両者の役割を十分に果たしうるのか」「これまで見守り・寄り添いの支援が後退することになりはしないか」との指摘もなされている。

しかし、こうした指摘は現場は日々、医療(小児科)・保健(小児科)・心理など、様々な専門的知見を踏まえ、た対応を迫られている。介入のノウハウ取得のためには、研修に加え、児童相談所への派遣や人事交流、OB・OG児童福祉司の採用などを積極的に進めることが求められている。また、組織体制の専門体制強化のためには、弁護士配置のみならず、経験豊富な各領域の専門家といかにつながっていくのか、外部の機関や民間専門家集団との協定や、被虐待児童への自立支援の柱として里親支援や養子縁組里親の法定化、自立援助ホームの対象年齢の引き上げ等を掲げている点だ。自治体側には、地域で里親を増やす働き掛け、地域の里親会などの情報共有が求められる。

東京都の児童相談所と特別区児童相談所の並び立つ首都東京が、どの地域よりも子どもの安全・安心を守る先端モデル地域へと発展することを期待している。

(日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋)

「カー被害者支援マニュアル検討委員会。共著に『行政訴訟の実務』『これからの自治体職員のための実践コンプライアンス』(第一法規)など。文京区男女協働・子ども家庭支援センター担当課長。同区で危機管理課長などを歴任。内閣府スト



鈴木秀洋(日本大学危機管理学部准教授)